



様式第六号 (第九条の二関係)

(第1面)

### 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成31年 2月19日

群馬県知事 あて

#### 申請者

ふりがな とうきょうとみなとくしぼうら  
住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号

ふりがな たいこうらんゆそうこふしきがいしゃ  
氏 名 大興運輸倉庫株式会社 代表取締役 片山 鏡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( 03 ) 3868-0291

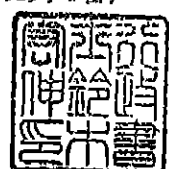
郵便番号 105-0023



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く) ①汚泥、②廃プラスチック類、③木くず④ゴムくず ⑤金属くず⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 ⑦がれき類 (以上7種類) ※①については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む ※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 ※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 ※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目13番10号 電話番号 ( 03 ) 3868-0291  事業場 〒  電話番号 ( ) -
事業の用に供する施設の種類及び数量	様式第六号の二 (第2面) のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管は行わない
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)  
 東京都行政書士会々員登録番号71080482号  
 東京都品川区東大井1-17-20  
 行政書士 鈴木 宏 伸  
 TEL 03-3474-7526



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社

代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 26年 2月 21日

許可の有効期限 平成 31年 2月 20日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬

### (2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①汚泥、②廃プラスチック類、③木くず、④ゴムくず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

昭和 57年 9月 1日	新規許可
昭和 61年 2月 21日	変更許可
平成 6年 2月 21日	更新許可
平成 11年 2月 21日	更新許可
平成 16年 2月 21日	更新許可
平成 21年 2月 21日	更新許可
平成 26年 2月 21日	更新許可

様式第七号 (第十条の二関係)

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

